

平成30年洞爺湖町教育委員会第4回定例会会議録

日 時	平成30年10月18日(木) 13:30より
場 所	役場第1委員会室
出席委員	教育長 遠藤 秀 男 委員 岩 原 義 美 委員 吉 田 聡 委員 来 栖 由 喜 委員 岡 本 里 佳
欠席委員	
説明員	教育次長 天 野 英 樹 社会教育課長 永 井 宗 雄 社会教育課主幹 角 田 隆 志
会議録調整者	管理課主幹 佐 藤 融
傍聴者	無し
日程第1 【開会宣言】	遠藤教育長 開会を宣言する。(13:30)
日程第2 【前回会議録の承認】	遠藤教育長 各教育委員の署名により、承認を確認。
日程第3 【教育長諸般の報告】	遠藤教育長 8/31 クライミングウォール完成式(あぶたふれ合いセンター) 9/3 授業改善支援事業(虻田小学校) 9/4 管内公立小中学校教職員人事推進会議(むろらん広域センター) 管内学校における働き方改革推進会議(同上) 管内教育委員会教育長協議会(同上) 9/5 第28次英国ボランティア青年歓迎式(洞爺総合センター) 9/8 花和神社祭典(同神社) 洞爺湖芸術館特別展セレモニー(同館) 9/10~26 洞爺湖町議会9月会議(議場) 9/14 月浦八幡神社祭典(同神社) 9/15 虻田中学校学校祭(同校) とうやこ幼稚園運動会(同幼稚園グラウンド) 9/22 洞爺中学校学校祭(同校)

- 本町・入江保育所合同運動会（虻田小体育館）
- 9／23 洞爺湖町アイヌ先住民族慰霊祭（洞爺湖町歴史公園）
- 9／26 高砂貝塚整備検討委員会（役場会議室）
- 9／30 月浦ワイン・グルメ祭り（洞爺湖畔遊歩道園地）
- 10／4 瑞宝双光章叙勲伝達（元香川小学校長 大野悟氏 札幌市）
- 10／6 洞爺湖芸術館小中学生作品展表彰式（洞爺水の駅、教育次長代理）
北海道私立幼稚園教育研究会道南ブロック大会
（洞爺湖文化センター）
- 10／8 とうや湖スポーツまつり 2018（あぶた体育館、外）
- 10／10 定例校長会（役場会議室）
三豊市長・市議会議員訪問団歓迎式（役場会議室）
- 10／11 虻高未来づくり推進委員会（役場会議室）
- 10／12 学校給食虻田・洞爺合同運営委員会（役場会議室）
- 10／13 虻田小学校学芸会（同校）
洞爺湖温泉小学校学芸会（同校）
- 10／15 定例教頭会（役場会議室）

日程第4

【報告事項】

・報告第17号

遠藤教育長

日程第4、報告事項に入ります。

報告第17号、台風21号及び北海道胆振東部地震に伴う学校施設等の被害状況と休校等対応について、事務局から報告を受けます。

天野教育次長

2ページです。報告第17号、9月5日未明から早朝にかけて北海道に最も近づいた台風21号及び9月6日、午前3時8分に発生した北海道胆振東部地震に伴う学校施設等の被害状況と休校等対応について次のとおり報告するものです。（1）台風21号に係るものです。被害状況につきましては、学校敷地内等での倒木3本。これは洞爺湖温泉小学校2本と虻田中学校校長・教頭住宅のところで1本と計3本ということになっています。それから、校舎屋根の一部剥離。これは、虻田小学校のグラウンドに面した部分の一部です。及び洞爺地区学校プール、ちょっと段ずれしています。申し訳ありません。プールの屋根損壊となっています。屋根が相当枚数ズタズタに裂かれたという状況となっています。

休校等の対応ということで、学校プール等は休止しましたが、そのほかの公共施設・事業等の休校・休館、事業の休止等はなく、通常どおり実施したところでは。

2つ目です。北海道胆振東部地震に係るものです。被害についてはありませんでした。休校等対応については、表に載せています。町内の小・中学校、それから、高校も含めまして、それと次のページの上の給食センターですが、9月6日と7日を休校。それから、休止といたしまして、10日から通常どおりということでの再開としたところでは。3ページの上です。給食センタ

一につきましては、10日から学校と同じように通常どおりとしたのですが、一部納品ができない食材がありまして、麺を米飯に変える、それから、乳製品等一部入らないということで、メニューを変更して再開をしたところです。なお、虻田給食センターについては9月21日から通常どおり。それから、洞爺給食センターにつきましては、9月20日から通常どおり戻ったという状況です。それから、保育所です。保育所については、9月6日は休所。ただし、この日につきましては、保護者が保育がどうしてもできないと。事情によってできないという場合は午後4時まで受け入れました。7日は休所しまして、8日土曜日から通常どおりということにさせていただきました。それから、続きまして、社会教育施設です。あぶたふれ合いセンターから文化交流会館につきましては、それから、その下の体育施設、あぶた体育館から洞爺湖町プールについては、6日から7日を休館ということで8日土曜日から通常どおり再開をしています。それから、洞爺地区にあります学校プールにつきましては、台風21号被害による閉鎖と。先ほど言ったとおり屋根のシートがズタズタに裂かれたということで閉鎖をいたしました。予定では10日までということでしたので、あまり影響なかったのかなということです。それから下、入江・高砂貝塚館、虻田郷土資料館、それから、読書の家、みずうみ読書の家につきましては、それぞれ、6日、7日を休館しまして、8日から通常どおりと。学校開放につきましては、6日、7日を中止して、8日土曜日から通常どおりと。放課後児童健全育成事業3カ所につきましては、6日は休所。ただし、昼、弁当を用意できる家庭においては、午後5時まで受け入れるということで事情によって、保護者がいない場合、そのような措置をとったということです。ただし、7日については完全休止で、8日から通常どおりに再開をしたところです。米印で洞爺湖町プール、入江・高砂貝塚館及び虻田郷土資料館は再開後、節電のために開館時間を一部変更と。9月10日から若干の期間、時間を変更したということで節電に努めたという状況になっていたところです。以上です。

遠藤教育長

事務局から報告がありました。確認等あればお受けしたいと思いますが、よろしいですか。

《「ありません」という人あり。》

以上の報告について、ご了解をいただきたいと思います。

続きまして、4ページです。

報告第18号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成30年9月会議提出補正予算）についてを事務局から報告を受けます。

天野教育次長

4ページです。報告第18号、教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので同条第2項の規定によりこれを報告するものです。5ページは教育長から町長宛に補正意見に対する異議ない旨の通知。そ

れから、6ページにまいりまして、町長から教育長宛の一般会計の補正に対する意見を求める文書です。8ページです。この補正につきましては、災害復旧費ということで先ほど報告で申しあげました台風21号関係。それから、地震関係の災害復旧費ということで、全体をまとめたの補正をしたというものです。3歳出、14款、災害復旧費、1項、その他公共施設・公用施設災害復旧費です。1目、その他公共施設・公用施設災害復旧事業、補正前はありません。補正額924万3千円です。右にまいりまして、11節、需用費345万7千円。これ町全体ですので、括弧でそれぞれ所管が書いています。この345万7千円でこの事業費のうちの修繕料で64万8千円の部分が虻田小学校の屋根の損傷部分に係る修繕料、それから、16万7千円として文化財解説板破損ということで、役場の前にあるのですがそれが破損したものですから、その解説板の修繕で64万8千円、16万7千円とこの2件が内数で入っているところ。それから、委託料578万6千円のうち、まず、1つ目の倒木処理委託料48万6千円と記載していますが、このうち8万1千円が教育委員会関係で、先ほど申しあげた虻田中学校の校長・教頭住宅のところの間に1本倒木がありまして、その処理料で8万1千円が入っているところ。それから、その下、学校プールの屋上シートということで先ほど申しあげた洞爺の学校のプールが破損ということで、その設置撤去委託料で530万円の補正というものです。以上です。

遠藤教育長

補正に係る説明が今、ありました。確認等の質疑があればお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

« 「ありません」 とう人あり。 »

ご了解いただきたいと思います。

次、9ページに入ります。

報告第19号、平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要について事務局から報告を受けます。

天野教育次長

報告第19号です。平成30年度全国学力・学習状況調査の結果概要を次のとおり報告するものです。1 調査期日、平成30年4月17日火曜日。

2 調査の対象学年小学校6学年、中学校第3学年。3 調査を実施した学校・児童生徒数。(1) 参加学校ですが、小学校が平成19年度から平成30年度まで各年度3校です。中学校につきましては、平成19年度から平成27年度までは3校で、平成28年度以降は2校となっているところ。

(2) 参加児童生徒数につきまして、平成30年度は小学校が63名、中学校は40名の計103名となっているところ。4 調査の内容ですが、教科に関する調査。主として知識に関する調査、国語A、算数A、数学A、理科と。理科については、3年に一度実施ということで今回実施をされたものです。主として活用に関する調査。国語B、算数B、数学Bとなっています。5 生活習慣や学習環境に関する調査ということで、児童生徒に対する

調査（学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等）、それから、学校に対する調査（指導方法、教育条件の整備等）ということで実施をされたところ。なお、詳細につきましては、前回の教育委員会議後の協議会で細部にわたって説明していますので、これ以外のことについては省略をさせていただきます。以上です。

遠藤教育長

今、報告がありました。細かいことは前回の協議会で報告をさせていただいていますので概要だけというふうに。参考までに来年度、この学習状況調査、今年まではA問題、B問題という形でやっていたのですが、国語にしてもA問題、それから、B。算数、数学も同じだったのですが、来年度からこれを一本化していくという形でA問題、B問題という区分を見直して、今までは知識はA問題、それから、活用のB問題を一体化して問う問題というように変えていくという予定になっています。それに合わせて小学校は時間が今まで40分の試験時間を45分、中学校が45分から50分に変更するという。それから、中学校には来年度から英語が入ってくるというような形になっているということです。このような形で動いているということだけ情報を申し上げます。

この件に関して何かありますか。いかがでしょうか。よろしいですか。

「ありません」という人あり。」

それでは、10ページ、日程第5、議決事項に入ります。

議案第22号、洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。事務局お願いします。

永井課長

10ページ、議案第22号、洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をする条例について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定に基づき、洞爺湖町長から意見を求められたので、これを承認する議決を求めるものです。洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（平成26年洞爺湖町条例第14号）の一部を次のように改正するものです。まず、改正理由ですが、この条例の一部改正につきましては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令。平成30年厚生労働省令第46号の公布に伴いまして、同令により改正される放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準。平成26年厚生労働省令第63号は市町村が条例で放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める際の従うべき基準、参酌すべき基準を定めるものであるところから基準省令の改正を受けまして、当該条例の一部改正を行うものです。それでは、条例の改正内容について説明いたします。条例の新旧対照表につきましては12ページ。洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例第10条第3項第4号「教育職員免許法（昭和

日程第5
【議決事項】
・議案第22号

24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者」に改めるものです。改正内容につきましては、学校教育法の規定により学校の教諭となる資格を有する者を放課後児童支援員の基礎資格として規定しているところを、教育免許状の講習を受けていない場合の取扱いを明確にし、有効な教員免許状を取得した者を対象とするための改正となっています。この有効な教員免許状を取得した者については、具体的に申し上げますと、教員免許を取得したことのある者であれば、その後に教員免許の更新講習を受講、あるいは、終了していない場合、あるいは、免許状の有効期間を経過している場合であっても、放課後児童支援員の基礎資格を有する者であることを明らかにする趣旨となっています。次に、第10条第3項第5号中「卒業した者(当該学科又は当該課程を修めて同法の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)」に改め、同項第10号として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、町長が適当と認めたもの」を新たに加えるものです。第5号につきましては、平成31年4月1日施行の学校教育法の改正により創設される専門職大学の取扱いを踏まえて、専門職大学の前期課程を修了した者を追加し、支援員の基礎資格の基準確保を行うものとなっています。また、第10号につきましては、放課後児童支援員となるための基礎資格等につきまして、対象の拡大項目を新設するものです。この条例の第10条第3項第9号におきまして、高等学校卒業者が支援員となるための規定があります。高等学校を卒業していない者につきましては、支援員になるための基礎資格が現在ないために、基準法令を改正し、基礎資格を拡大する項目を新設したものとなっています。議案に戻りまして附則です。この条例は、公布の日から施行する。ただし、第10条第3項第5号の改正規定は、平成31年4月1日から施行するとしております。以上、条例の一部改正に伴う議案説明を終了いたします。

遠藤教育長

支援員が中々全国的にも確保が難しいということで、それを安定的に進めていこうという形の改正というように思っています。1つには、基礎資格の明確化、教員免許法に基づく部分。それから、専門職大学の関係の追加。最後のこの5年以上という部分については、今まで規定がなかった中学校卒業生にもその道を開くという形で進めるというように理解していただければと思います。

質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。

来栖委員

今現在、こういう対象の方が学童保育にいらっしゃるのですか。先生で、学童保育の大学を卒業されて専門の学科を卒業された支援員さんは今、いるのですか。

永井課長

資格を持っている方がいるかということでしょうか。保育所の資格を持った方がおります。学校の教員資格については持っている者は今いないです。

来栖委員

必要だったのだということが今、わかったのですが。

永井課長

必ずしも資格を持っていないとダメということではなくて、支援員になるためには、こういう免許が必要とされ免許を持った方、あるいは持っていない方も学童の職員になって、その方は補助員という立場になるのです。それで年数を勤めて資格ある方もそうですが、最終的には認定資格の研修を受けて、改めて、支援員という肩書の認定をいただくというようになっています。

遠藤教育長

今、私どもにいる支援員については順次研修を受けていただくと。一度に行くと町の学童が成り立たないので、順次という形で。

来栖委員

札幌かどこかに行って研修を受けるのですか。

永井課長

そうです。その支援員はうちの規模ですと1カ所に2人以上つかないとダメなのですが、支援員が十分にいない場合は1名支援員で1名補助員でもいいというようになっていますので、順次、資格を取得していただければ、支援員の体制が充実するというので、継続して研修に行ってくださいとあります。

遠藤教育長

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

«「ありません」という人あり。»

これは条例改正案ですので、12月の議会に町側から条例改正案を提出していただくという形になると思います。

それでは、提案のとおり承認することを町長に回答するということにご異議ありませんでしょうか。

«「異議なし」という人あり。»

異議なしと認めます。

議案第22号、洞爺湖町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正をする条例については原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第23号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正についてを議題とします。

提案説明を求めます。事務局お願いします。

天野教育次長

議案第23号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部を改正する規則。洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則（平成28年洞爺湖町教育委員会規則第5号）の一部を次のように改正するもので

・ 議案第23号

す。まず、はじめに改正の理由ですが、子ども・子育て支援法の一部を改正する政令（平成30年政令第155号）が平成30年3月31日公布。同年4月1日に公布され、1号認定子どもについて、年収360万円未満相当世帯の利用者負担を軽減する改正が行われ、政令上限額を14,100円から10,100円に引き下げられたことにより、所要の改正を行うものです。それで1号認定子どもといましたが、1号認定子どもというのは、3歳から5歳の保育の必要のない子どものことをいまして、幼稚園に入っている子どもたちを対象とした改正ということです。それと先ほどもう一つ申し上げた政令上限額14,100円から10,100円ということで、政令でこれを上限として、各市町村で負担額を決めてくださいということになっているものですから、町の表で定めているものを同様に改正するということです。それでは、14ページ、新旧対照表をご覧ください。階層区分の3のところの右側「10,600円」を「7,600円」に改めるということで、うちの利用者負担額については、国の定める上限額の概ね平均75%ということで定められていますので、7,600円に改正するというものです。それでは、前に戻っていただきまして附則です。この規則は、公布の日から施行し平成30年4月1日から適用するというものです。なお、この改正によりこの適用を受ける者につきましては、町内8件該当するというものです。以上です。

遠藤教育長

今、説明がありました。質疑をお受けしたいと思います。いかがでしょうか。よろしいですか。

来栖委員

77,100円以下ということは、例えば、10万円の人は。

天野教育次長

年収360万円以下が所得で表すと77,100円以下に相当しますということ。国が子育ての政策的な配慮で下げますということになったものです。

遠藤教育長

よろしいですか。他にいかがでしょうか。

≪「ありません」という人あり。≫

それでは、提案のとおり改正することにご異議ありませんか。

≪「異議なし」という人あり。≫

異議なしと認めます。

議案第23号、洞爺湖町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例施行規則の一部改正については原案のとおり可決されました。

ここで追加議案として別紙の1件を本会議に提出したいと思います。

これを議案とすることにご異議ありませんでしょうか。

≪「ありません」という人あり。≫

異議なしと認めます。

・報告第20号

追加議案を進めていきたいと思えます。

1 ページ、報告第20号、臨時代理の報告について（洞爺湖町議会平成30年9月会議提出補正予算第3号）について事務局から報告を受けます。

天野教育次長

報告第20号です。洞爺湖町教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成18年洞爺湖町教育委員会規則第4号）第2条第1項の規定により、別紙のとおり臨時代理したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。次のページにつきましては、町長から教育長宛の一般会計の補正に対する意見を求める文書。3ページについては、教育長から町長宛の補正内容について異議ない旨の文書です。それでは、実際の補正の内容は5ページになります。歳入です。21款、町債、1項、町債、5項、教育債で750万円の増額補正です。2節、学校教育施設等整備事業債で750万円ということで、これは虻田小学校グラウンドの照明を設置するというので750万円。起債を起こして借入をするというものです。6ページをご覧ください。3歳出です。10款、教育費、2項、小学校費、1目、小学校管理費です。補正額129万6千円です。11節、需用費で129万6千円です。これは修繕料で、とうや小学校の重油庫、これは校舎裏にありブロック造です。大阪での地震でブロック塀が倒れた事故に伴い、点検をしまして、その重油庫は塀ではなくすぐに倒れるという状況ではないということであるもののブロックで造られているということで、大きな地震でも来たら倒れる可能性は否定できないということで、児童等に被害があったら困るということで重油庫の周辺を高さ1.5メートル程度のフェンスで覆うという工事で、危険を避けるということでの補正で129万6千円の補正をさせていただいたというものです。5項、保健体育費については、永井課長の方からお願いします。

永井課長

5項、保健体育費、2目、体育施設費につきましては、793万8千円の補正額です。15節、工事請負費793万8千円。体育施設の運営事業といったしまして、虻田小学校グラウンドの照明設置工事費です。この照明設備の設置のまず、経緯です。少年団、洞爺湖町体育協会及び洞爺湖町議会から要望があります。現状における少年団活動の状況。それと町民の健康づくり、地域の防犯、防災面などの位置づけなどを考慮しまして、照明設備の設置について、少年団などと協議を行いながら検討をしてみました。現在、虻田小学校グラウンドの利用状況につきましては、土曜、日曜、祝日による休日については、野球やサッカーなどの大会の開催。平日の放課後につきましては、定期利用による少年団活動が主で他に消防団の訓練等に利用されているところです。少年団との協議につきましては、これまで日照不足の期間の練習時間の確保などの支援策を講じながら照明につきましては、専門知識を有する事業所のご意見を聞きながら、適切な点灯範囲の確保と周りの住環境に影響を及ぼさない照明の器具、地形的に段差があるということもありまして、これらに影響しないよう配慮しながら協議を行ってまいりました。具体

の設置につきましては、バックネットの取付けについては安全面において適切ではないという助言がありまして、4カ所に支柱を立てまして、照明器具を取付けることといたしております。住環境の配慮から電球については、LED電球を使用することで、虫などが寄らない仕様を設定していくという内容になっています。照明設備の設置により、現在、利用している少年団活動、あるいは、消防団の訓練の他に地域のレクリエーション活動、また、点灯時には地域の防犯的な役割を担い、さらに、学校が指定緊急避難場所及びヘリコプターの離着場に指定されておりますところから、住民避難の安全確保並びに大規模災害時の迅速な応急対策において有効な設備となると思われま
す。今、お配りした資料については、イメージ的にはこういう仕様になるということです。この照明設備につきましては、ポロモイスタジアム、有珠のグラウンドもそうですが、高いところから全面を照らすようなナイター設備をイメージしているものではなくて、高さはバックネットぐらいの高さの照明器具を設置するというので、グラウンド全体を照らしているわけではないので、その辺につきましては、地形的に高くなるとどうしても海側の住宅地域に影響が出るということで、こういう仕様、設置仕様になっています。工事費につきましては、793万8千円となっておりまして、この電球については、受注生産ということで、発注してから2カ月を要するというので、来年4月、春先の日照不足の練習期間に間に合うような設置を目指して、現在、執り進めているところです。以上です。

遠藤教育長

今、説明がありました。本来であれば補正ということで、今年度から使えるような形にするのがベストだったのですが、今、お話があったように受注生産だとか、この事前で色々な検討した中で当初と想定が変わってきた部分もあって電源をどこから引くとか、時間を要したということで、今年度使えるようにはならないのですが、来年度当初から使えるような形で今年度中に整備したいという考えです。本当に内野部分だけを照らす。夜間の大会とかそういうことは想定してないということで、ご理解いただければなというふうに思っています。

確認等の質疑ありますでしょうか。

来栖委員

サッカーはないから野球しかないから、メインを野球に考えたのですか。

永井課長

野球を意識しているということではなくて、地域のレクリエーション、運動、そういう体育振興的なものに。サッカーにつきましては、前ここを使っていたのですが、今、少年団もなくなって、今、ポロモイスタジアムでスクールが立ち上がっています。サッカーについては向こうで。

遠藤教育長

他にいかがでしょうか。

岩原委員

内野部分を照らすということなのですが、多くの競技を想定していないとはいえ、使われる場合もあると思うのです。バックネットぐらいの高さだと不具合とか、内野側からみるときに、どうなのでしょう、眩しきで球が見えづらいとかということはないのでしょうか。7メートルというと、電柱よりはだいぶ低いですね。

永井課長

少年団活動は現在、5時から7時っていう時間帯の利用なのです。それで、日没が進むと7時というかその前から暗いのですが、ある程度その少年団活動でいいますと、練習の確保時間、7時ピッタリ終わるわけではなくて、どうしても片付けだとか、そういうこともあるので、8時近くまでの利用があるのが現状でして、練習時間を確保すると。それと、地域の方に説明した中では、今年度は7時までなのですが、そういうこともあって8時には確実に活動が終わり、夜遅い時間に点灯していることはないの。そういう住宅に影響が出ることはありませんということで、お話はさせていただいております。

岩原委員

日没が早まってきた時季になると練習の内容も変えていけば、練習というか、例えば、ノックをゴロとかに変えて工夫をすれば、問題はないのかなという感じもしますけども。

遠藤教育長

他にいかがでしょうか。

吉田委員

この環境への影響ということが1番心配だったのですが、こういう形で最終的に計画していただいたということは、十分配慮いただいたというふうに、解釈してよろしいですね。

遠藤教育長

近隣の住宅等については担当でしっかりと説明をしてもらうという方向になっていますので、そこはしっかりと進めていきたいと思っています。

他にいかがでしょうか。よろしいですか。

《「ありません」という人あり。》

それでは、以上の報告について、ご了解いただきたいと思います。

報告事項はこれで終わりたいと思います。

日程第6、その他です。

皆様の方から何かありますでしょうか。

《「ありません」という人あり。》

なければ、事務局から何かありますか。

《「ありません」》

これをもちまして、平成30年洞爺湖町教育委員会第4回定例会議を終了いたします。お疲れさまでした。

日 程 第 6
【 そ の 他 】

日 程 第 7
【 閉 会 】

	14:13 閉会
--	----------